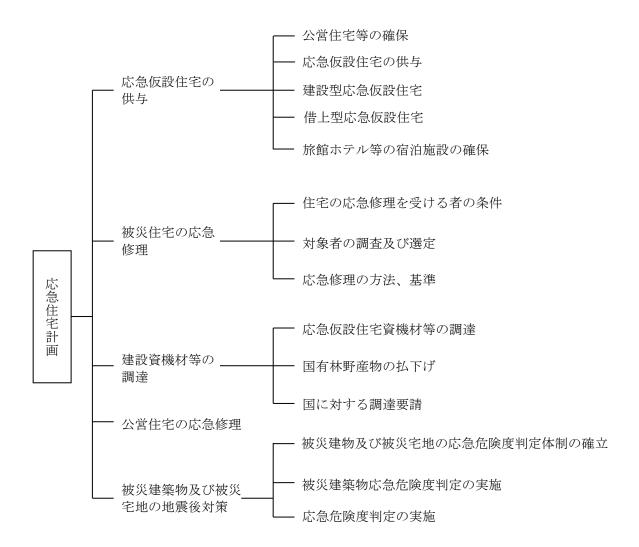
第11章 応急住宅計画

基本的な考え方

震災のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等について必要な事項を定める。



第1節 応急仮設住宅の供与

第1項 公営住宅の確保

1 公的住宅の確保

災害のため住家が滅失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、町は、積極的に町営住宅の確保に努める。

- 2 入居資格等
- (1)公営住宅に緊急入居させる者に対する入居資格、入居手続き等について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、この場合において、高齢者、障害者等に配慮するものとする。

- (2)被災者の一時的な入居については、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用 許可として入居の許可を行う。
- (3) 入居条件は、原則として以下の事項を除いては、公営住宅法、同法施行令及び山口県営住 宅条例(以下「公営住宅法等」という。)を準用する。
 - ア 入居期間は、原則として1年以内とする。
 - イ 収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。
 - ウ 災害による暫定入居として公募除外対象とする。
 - エ 入居期間中の家賃及び敷金は免除する。
- (4)被災者か否かは、原則として町が発行する当該地震に係る罹災証明書等により行う。
- (5)一時的な入居を行った者で、被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて正式入居に切り替えるものとする。
- 3 他の事業主体への要請
- (1)公営住宅の確保にあたっては、中国・四国・九州各県相互応援協定等に基づき、隣接県等に対しても、住宅の確保、提供を要請する。
- (2) 企業の社宅等の提供についても、積極的に協力要請を行うものとする。

第2項 応急仮設住宅の供与

1 供与の目的

公営住宅等の提供では不足する場合には、自己の資力では居住する住家を確保できない被 災者に対して知事(委任を受けた市町長)は、救助法の規定に基づき建設(以下「建設型応 急仮設住宅」という。)又は民間賃貸住宅等を借上げ(以下「借上型応急仮設住宅」という。) ることにより応急仮設住宅を供与する。

- 2 応急仮設住宅に収容する罹災者の条件
- (1) 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等
- (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これら の者を例示すれば、次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産がない失業者
 - ウ 特定の資産がない未亡人、ひとり親世帯
 - エ 特定の資産がない高齢者、病弱者、障害者
 - オ 特定の資産がない小企業者
 - カ 上記に準ずる経済的弱者
- (3) 災害時に、現実に救助法が適用された時点で、町に居住していること。(被災地における住民登録の有無は問わない。)
- 3 対象者及び入居予定者の選定
- (1) 対象者の把握及び入居予定者の選考の業務は、町長が行う。
- (2) 入居資格については、2「応急住宅に収容する罹災者の条件」に掲げる者とするが、選考 に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要配慮者世帯に配慮すること。

- (3) 町長は、民生委員児童委員の意見を聴くなどり災者の資力その他の生活条件を十分調査して選定する。
- (4) 入居者の決定は、町長にその職務を委任した場合を除き、知事が行う。
- 4 応急仮設住宅の管理等
- (1) 建設型応急仮設住宅
 - ア 県(厚政課)が町に委託し、町長が公営住宅に準じて維持管理する。
 - イ 供与できる期間は、建築工事が完成した日から2ヵ年以内とする。
- (2) 借上型応急仮設住宅
 - ア 県(厚政課)が民間賃貸住宅の所有者と定期建物賃貸借契約を締結した上で供与する。
 - イ 供与期間は原則2年以内で県が定める期間とする。
 - ウ 町は、県(厚政課)より入居契約等転貸借に関する事務を委任され実施する。

第3項 建設型応急仮設住宅

1 建設の実施機関

知事が行うが、知事が直接建設することが困難な場合は、町長に委任して実施する。

- 2 建設場所の選定
- (1) 建設場所は、あらかじめ市町が選定した建設候補地から建設地を決定する。
- (2)(1)の候補地で不足する場合には、町が公有地等を優先して建設敷地を決定する。 なお、公有地の確保が困難な場合は、私有地への建設も必要となるが、その場合、所有 者と町との間で土地賃貸借契約を締結するものとする。
- (3)建設場所の選定にあたっては、災害により発生する廃棄物の仮置き場(一次集積所、二次集積所)と調整を図るものとする。
- (4) 生活保護法による要保護者を収容する応急仮設住宅の建設にあたっては、国有地の貸付けが可能であることから、国の協力を得て確保する。(国有財産法第22条)
- 3 建設方法
- (1) 県災害救助部救助総務班と土木建築対策部住宅班が協議して定める。
- (2) 県が建築業者に請負わせて建設する。
- (3) 県は、町において建設することが適当と認めたときは、町に対し設計図書等を示すものとする。
- (4) 建設に関して、(一社) プレハブ建築協会及び(一社) 全国木造建設事業協会の協力を求めるにあたっては、両協会との協定書に基づいて行うものとする。
- (5) 建設にあたっては、二次災害に十分配慮するものとする。
- 4 建設基準
- (1) 延べ床面積

1戸当たりの床面積は、 $29.7 \, \text{m}^2$ を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。

- (2) 構造は、1戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。 入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。
- (3) 同一敷地内又は隣接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。
- (4) 高齢者、障害者、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する福祉仮設住宅を 設置することができる。
- 5 設計図書

入居予定者の状況により、県が決定する。(救助総務班と住宅班が協議して定める。)

- 6 建設期間
- (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (2) 災害の状況により、20日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準 (着工の延長)の協議を行う。

第4項 借上型応急仮設住宅

被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として供与する必要も生じることから、民間住宅の確保に努める。

民間賃貸住宅の確保に関して、(一社)山口県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会山口県本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会及び(公財)日本賃貸住宅管理協会の協力を求めるに当たっては、各団体との協定に基づいて行うものとする。

第5項 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等の要配慮者の一時収容先として確保に努める。

第2節 被災住宅の応急修理

本編3編第12章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 建設資機材等の調達

本編3編第12章第3節「建設資機材等の調達」を準用する。

第4節 公営住宅の応急修理

本編3編第12章第4節「公営住宅の応急修理」を準用する。

第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建物倒壊等の二次災害から守るうえで重要であることから、残存する被災建築物について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次被害を防止するため、町は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。

このため県は、町が実施する危険度の判定を支援するための応急危険度判定の体制を確立する。

第2項 被災建築物応急危険度判定の実施

- 1 町は、判定実施マニュアルに基づき、被災建築物応急危険度判定を実施するものとし、必要 に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。
- 2 県は、町災害対策本部の要請により、職員を派遣するとともに、ボランティア(判定士)に 参加協力を求める。

第3項 被災宅地危険度判定の実施

- 1 町は、判定実施マニュアルに基づき、被災宅地危険度判定を実施するものとし、必要に応じて、県を通じて判定士の支援を要請する。
- 2 県は、被災した町から判定士等の支援の要請を受けたときは、必要に応じて他の市町に対して判定士の派遣等を要請する。

応急危険度判定活動体系図

